

資料 6 - 1 及び

資料 6 - 2 関連

## ポイント

(農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する  
業務方法書)

- 第 193 回国会（平成 29 年常会）において「農業災害補償法の一部を改正する法律」が成立し、平成 31 年から、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険事業が実施されることとなった。
- 信用基金は、この事業の実施主体である全国を区域とする農業共済組合連合会の保険金の支払等に必要な資金が不足する場合の貸付業務等を行うこととなる。
- これを受けて、農業災害補償関係業務運営委員会（※ 1）の議を経て（平成 30 年 2 月）、「農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書」（※ 2）について、業務の名称の変更も含めて、所要の変更を行った。  
(※ 1 現在の名称は、「農業保険関係業務運営委員会」)  
(※ 2 変更後の名称は、「農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書」)
- 平成 30 年 3 月 15 日に認可、同年 4 月 1 日から施行。